令和5年度和歌山県相談支援従事者主任研修実施要領

1. 目的

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用者支援等の援助技術を向上させ、困難事例に対する支援方法について修得するとともに、地域の相談支援体制において、地域課題についての協議や相談支援に従事する者への助言・指導等を実施するなど中核的な役割を果たす者を養成することを目的とする。

2. 和歌山県における主任相談支援専門員の役割

- (1) 事業所や地域における指導的役割を担い、地域自立支援協議会など地域の相談支援体制について協議する場へ参画する等中核的な役割を担う者。
- (2) 和歌山県相談支援従事者初任者研修及び現任研修における実習受入・指導への協力。
- (3) 和歌山県が実施する相談支援従事者研修の企画立案への協力及び同研修の講師・ファシリテーターとしての役割。

3. 研修対象者

障害者等への相談支援業務に関し十分な知識と経験を有する相談支援専門員であり、相談支援従事者現任研修の修了後、令和5年12月1日時点において相談支援専門員として指定地域相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所(以下、「地域相談支援事業所等」という。)、又は地域生活支援事業実施要綱に規定する障害者相談支援事業若しくは基幹相談支援センターにおいて従事した期間が、通算して3年(36か月)以上である者で、以下のいずれかの要件を満たす者のうち、事業所所在地市町村の推薦を受けた者。

- (1) 基幹相談支援センター又はそれに準ずる機能を有する地域相談支援事業所等において現に相談支援に関する指導的役割を担っていること。
- (2) 和歌山県における相談支援従事者研修又はサービス管理責任者等研修において研修の企画に携わっていること又は講義若しくは演習に講師として携わっていること。
- (3) その他、相談支援専門員の業務に関して十分な知識と経験を有する者であり、和歌山県が適当と認める者であること。

4. 研修日程

 1日目
 令和6年1月11日(木)
 9:20~17:30

 2日目
 令和6年1月12日(金)
 9:00~17:00

 3日目
 令和6年1月19日(金)
 9:30~17:00

 4日目
 令和6年2月8日(木)
 10:00~16:00

 5日目
 令和6年2月9日(金)
 10:00~16:00

※研修会場については、受講決定通知にてお知らせします。

5. 定 員

30人 程度

6. 研修内容

٠ <u>. </u>	D. 研修内容				
	日	時間 (分)	形式	プログラム	
				オリエンテーション	
				研修ガイダンス	
	1/11	120	講義	主任相談支援専門員の役割と視点	
	(木)	60	講義	障害福祉の動向	
		180	講義	相談支援事業所における運営管理	
		60	講義	人材育成の意義と必要性	
	1/12	180	講義∙演習	人材育成の地域での展開	
	(金)	150	講義∙演習	研修・グループワークの運営方法	
		150	講義∙演習	個別スーパービジョン	
	1/19	120	講義	スーパービジョンの理論と実際	
	(金)	120	講義∙演習	グループ・スーパービジョン	
		90	講義	地域援助技術の考え方と展開技法	
	2/8	150	講義∙演習	多職種協働の考え方と展開方法	
	(木)	120	演習	地域援助の具体的展開	
		150	演習	地域援助の具体的展開	
	2/9	60	講義	基幹相談支援センターにおける地域連携	
	(金)	60	講義	地域共生社会の実現	

7. 受講申込み方法と提出書類

所属法人からの申込みによるものとする。

市町村から上記2「和歌山県における主任相談支援専門員の役割」を担うことが適当と認める者 を和歌山県に推薦する。

原則として各市町村から1名の推薦とするが、やむを得ない場合は複数名の推薦も可能とする。 なお、その場合は申込書の経歴等を考慮し、定員(30名程度)の範囲内で受講決定を行う。



	提出書類	提出先・提出期限	
①市町村あて推薦依頼	(様式1)研修受講申込書の写し (様式2)実務経験証明書の写し 各種研修終了証の写し	事業所所在市町村障害福祉主管課あて 令和5年11月10日(金) (消印有効)	
	(様式3)市町村推薦依頼書		
②市町村から推薦書返送	11/18 までに受講者所属法人に届きます		
③研修申込み	(様式1)研修受講申込書(原本)	NPO 法人	
	(様式2)実務経験証明書(原本)	わかやま相談支援専門員協会あて	
	各種研修終了証の写し	令和 5 年 11 月 24 日(金)	
	(様式3)市町村推薦書(原本)	(消印有効)	

※各様式は、わかやま相談専門員協会ホームページ(www.npowsk.com)からダウンロードできます。

【申込書送付先(問い合わせ先)】

NPO 法人わかやま相談支援専門員協会 (FAX での申込みは不可)

〒 649-2106 和歌山県西牟婁郡上富田町南紀の台 9-38

TEL 080-2105-9030 (相談支援事業所くるむ 担当:花村) メール shuninkenshu@npowsk.com

○申込時の確認事項

- ·基本事項:所属事業所名、氏名、連絡先(事業所)
- ・研修受講状況(修了年度):相談支援従事者初任者研修及び現任研修、専門コース別研修、 ケアマネジメント連携実践研修
- 相談支援従事者現任研修後に相談支援に従事した期間
- ・市町村基幹相談支援センター事業の受託(委託)の有無
- 市町村障害者相談支援事業の受託(委託)の有無
- ・地域自立支援協議会への参画

8. 受講者の決定及び通知

定員を超過した場合は、市町村ごとのサービス利用者数等を参考に受講の可否を決定します。 市町村並びに受講者の所属する事業者あて、受講者全員の受講可否決定通知を郵送します。

9. 研修修了者

- ・ 全日程を修了した者に対し、氏名及び生年月日、研修名を記載した修了証書を交付します。 修了証書には住民票上の氏名を記載します。都合により、別の氏名を使用している場合は、連絡 をお願いします。
- 市町村へ修了者名簿を送付します。
- ・ 原則、遅刻・欠席・早退がある場合、指定課題の提出がない場合または申請内容等に虚偽があった場合は、修了証書を交付しません。

10. 経費等

研修参加費として、10,000円を研修1日目の受付時に徴収させていただきます。 研修参加に伴う旅費及び宿泊費については、受講者(所属する法人等を含む)が負担願います。

11. その他

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、**研修当日の受付時に、検温を実施します。** 37.5℃以上の発熱のある人は入室をお断りし、その日以降の受講は不可となります。 また、入口には消毒液を設置しておりまが、個々での感染症対策もお願いします。
- 交通事情等を考慮し、余裕をもって会場に到着するようにしてください。
- ・ 研修当日、公共交通機関(電車等)で事故等が生じたことで運行停止となる等の事情により、 研修時刻までに会場に到着することが困難な場合には、直ちにわかやま相談支援専門員協会(問 い合わせ先電話番号あて)までその旨をご連絡ください。なお、その際には必ず公共交通機関の 事故等による事情であることが証明できる書類(公共交通機関が発行する遅延証明書等)の交付 を受けてください。※この場合以外の遅刻は認められません。
- ・ 警報などの気象状況によっては、変更・中止の場合があります。警報や注意報が発表中に研修が行われる際は、個人の判断・責任により十分にご留意の上、研修会場までお越しください。 変更・中止の場合のみ、研修当日の午前7時以降にわかやま相談支援専門員協会ホームページ

(www.npowsk.com) にて案内します。

- 新型コロナウイルス感染症の発生状況により、日程を変更・中止する場合がありますので、その 旨ご了承ください。
- 研修受講後、申込内容に虚偽等が判明した場合は修了を取り消すことがあります。

12. 個人情報の取扱い

お預かりした個人情報は本研修事業の実施業務及び同修了者名簿の管理業務にのみ使用します。 なお、個人情報に配慮した上で研修時における作成物や研修風景等を撮影する場合があります。